

小川 有美 立教大学法学部教授

市民の政治学のために

日本における「市民」とは当たり前のようにそうでない存在である。一方ではジョン・キーンにより、(東欧革命の理念ともなった) 現代市民社会論復興の先駆けとなったのは、平田清明に代表される日本の市民社会論であったと高く評価される。

だが他方では日本に市民がいるかと問われる。日本において「市民」は輸入品であり「大衆」、「住民」あるいは「常民」の方がリアルであるという批判がある。近年のぶちナショナリズムやネット右翼は、「プロ市民」でない「普通の人」が自分達であるという。

市民という概念をめぐる論争が喧しい中で、一貫して市民という言葉を用い『市民参加』や『市民の政治学』を著してきた篠原一の見方は実用的である。市民というときは現実の市民であるとともに、るべき市民をも指している。この事実性とユートピア性の両者は切り離せない。人々が期待をもって活動することでシティズンシップは強化され、失敗や挫折があって初めて人々の努力を抑圧しようとする体制に立ち向かう力が生み出されるからである。また篠原の理解では、シティズンシップ、市民社会、公共空間が同心円のように俯瞰されている。市民社会を構成する市民の資格と要件がシティズンシップといわれるものである。シティズンシップをもつ人々の相互作用、討議が公共空間ないし公共圏であり、市民的公共空間を中心にもつ社会が市民社会である。ただしシティズンシップは歴史的発展に応じて内容が変化してきた。また広い意味の市民社会には、暴力団体や人種差別団体のように非市民的な部分が存在することも事実である

おがわ ありよし

1964年石川県生まれ。東京大学教養学部卒、同大学院法学政治学研究科博士課程単位取得退学。千葉大学法経学部助教授、ノルウェー・ベルゲン大学客員研究員を経て2003年より現職。専門はヨーロッパ政治論、比較政治、北欧政治史。
日本政治学会理事長、世田谷市民大学運営委員、日本学術会議連携委員。

著作に『ヨーロッパ・デモクラシー 危機と転換』(共編著、岩波書店、2018年)など。

このような篠原の市民の政治学は、もう一人の市民政治論者、高畠通敏と比べてみるとできよう。高畠によれば、歴史的現実の中で何を与件、法則性として踏まえ、何を「操作可能」なユートピアの構想とするかをマルクスやウェーバーらの近代社会科学は考えてきた。それに対し、「最近のノンセクトから新左翼にいたるまでの青年に支配的なムード」は、〈権力〉と〈民衆〉という一般的枠組みに還元されてしまった。その結果、精神の自立(丸山眞男を含む)、あるいは逆に、情念の「土着」(吉本隆明からヤマギシズム的協同体まで)を求める議論に分極し、いずれにも現状の変革の展望が開かれないと。高畠は自らが批判するアナーキズムにもそもそも市民という視角があったはずだとし、「私が〈市民〉というとき、それは、現代社会的条件の中で、〈真〉の共同性を創出する途はなにか」という問い合わせている」と述べる。

篠原と高畠はポスト丸山眞男世代の政治学者であり、丸山の思想的な主体像の限界を意識していたことは確かである(篠原は現実的な「それなりの市民」(ダル)という市民像を紹介した)。ただし丸山自身も「精神的貴族主義」に終始したのではなく、現実の個人と社会の関係をとらえるため自立化、民主化、私化、原子化的類型を示し、さらにトクヴィルと福澤諭吉を読み進める中で自主的組織、結社形成的主体の意義を強調した。

これらは旧世代の市民の政治学といえよう。ただし篠原は晩年まで討議デモクラシー論やソーシャル・キャピタル論、ベックの「第二の近代」論、ハーバーマス

の「二回路のデモクラシー論」などを摂り入れ、市民の政治学のバージョンアップを試み続けた。

それでは新しい市民の政治学とは何なのか。海外からの視点として、ペッカネンの研究がある。この研究は、日本に市民社会がないのではなく(自治会や老人会を見よ)、それが国家・官僚によって枠づけられてきたため、提言力がないのだという。ただし1998年の特定非営利活動促進法、2001年の中間法人法、2001-2年の税制改革はこの枠組みを変えるかもしれない(ただし頑なな官僚の優位が終われば)と論じた。

現在の市民社会論は、ペッカネンのような国家中心論だけでなくジェンダー、セクシュアリティ、エスニシティなどの多様性、NGOのような国際越境性、社会的起業や自治体との協働のような境界領域性、原発問題・温暖化問題・災害ボランティアのような環境性、インターネットやソーシャルメディアのような双方向性にも目を向けるものとなっている。そこでは研究の多角分業化が避けられないが、社会学がいち早く現象を捉え、最近ではネットの世界とリアルな世界の区別という論争を超えてビッグデータを使った新しい社会のエスノグラフィーも生まれている。

一方、政治学の主流はこの間、選挙制度や執政権力のような大政治制度に大きな関心を注いできた。そして政治学の理論上、「政治改革」で実現するはずだった二大政党制と政権交代がそんならなかった失敗のパラドクスを解けきれないでいる。

とはいって、政治学は雑種の学問であり、選挙と権力の政治学だけでなく、市民の政治学もどっこい生きて

いる。そして篠原や高畠もそう考えたように、それらは別世界にあるのではなく、対抗や参画や変革の現実的可能性によってつながっているはずである。

新世代の市民の政治学は、少なくとも次のような視点を含んでいるであろう。

- 団体や党派による動員だけではなく、地域と個人の自立性という基礎。
 - 言論や情念を固定化しない、五感と情報への(時に即興、あるいはフェイクを含む)接続。
 - 「日本」や一国の枠組みを越えた(グローバルや東アジアの)時空間と課題の共有。
 - (労働運動などが取り組んできた)社会的不公正や貧困と、(生や性の危機、エネルギーと環境、AIのような)新しいリスクをともにはらむ「二重のリスク」への取り組み
- 新しい市民の政治学は、もはや「市民か大衆か」、「あるべき市民」か「それなりの市民」か、といった用語論争を乗り越えた地平にあるだろう。本特集「市民の政治学のために」の四つの論文は、そこから先の視野を与えるためのものである。■

《参考文献》

- 小川 有美 (2008)「歴史政治学の論理と感性」『公共研究 (特集 市民の政治学を検討する)』第5巻第1号、58-66頁。
- 木村 忠正 (2018)『ハイブリッド・エスノグラフィー—NC研究の質的方法と実践』新曜社。
- 小林 正弥編 (2003)『丸山眞男論—主体的作為, ファシズム, 市民社会』東京大学出版会。
- 坂本 治也編 (2017)『市民社会論—理論と実証の最前線』法律文化社。
- 篠原 一 (1977)『市民参加』岩波書店。
- (2004年)『市民の政治学—討議デモクラシーとは何か』岩波書店。
- (2007)『歴史政治学とデモクラシー』岩波書店。
- (2008)『市民社会, シティズンシップ, 公共空間』松田他編所収。
- 高畠 通敏 (2009)「《市民》の資格とアナキズム」『高畠 通敏集2 政治の発見』岩波書店。
- ペッカネン、ロバート、2008年、佐々田、博教訳『日本における市民社会の二重構造—政策提言なきメンバー達』木鐸社。
- 松田 昇他編 (2008)『市民学の挑戦—支えあう市民の公共空間を求めて』梓出版社。
- ムフ、シャンタル (2019) 山本 圭・塩田 潤訳『左派ポピュリズムのために』明石書店。
- 山口 定 (2004)『市民社会論—歴史的遺産と新展開』有斐閣。

「市民政治」の生成と展開

—新潟の経験から—

佐々木 寛

新潟国際情報大学国際学部教授

はじめに—状況の中で

2016年新潟の参院選、知事選における市民と野党の共闘、そしてその勝利は、「新潟の奇跡」と呼ばれ、それ以来、2017年の衆院選、そしてそれに続く（敗北したもの）2018年の県知事選においても、市民勢力が積極的に政党政治や選挙に関与し、選挙結果に大きな影響を与える状況が続いてきた。また後述するように、今年（2019年）の参院選においても、新潟では市民と野党によるさらなる「本気の共闘」が、選挙戦以前にアクター間のいわば共通認識ともなっている。

本論は、政治研究者でもある筆者自身がこれら一連の状況に深く関与する中で気づき、考察したことと略述したものである。それゆえ、その内容はきわめて主観的であり、通常の学術論文の形式をとら

ない。また、今日明日の状況変化の中で、本論で述べた判断が一転する可能性もある。

しかし「特集 はじめに」にもあるように、本誌特集の趣旨として「現代において『市民政治』をいかに育むことができるのか」という政治学上の問題関心が共有されるのであれば、筆者が経験し、考察した内容は、多少でもこれに寄与できるかもしれない。刻々と流動する政治状況の中で、「市民政治」という、いわば弱々しいデモクラシーの灯（ともしび）がいかに存続可能でありうるのか、政治における〈実践知〉の観点から論じてみる。

2016年の参院選から2017年衆院選まで—「市民政治」の勝利経験

（1）参院選—「新潟方式」から「新潟モデル」へ

2016年、野党と市民団体との協働によって森裕子参議院議員が誕生した。この勝利経験がなければ、その後の知事選も衆院選も結果はまったく異なっていたであろう。自公が推す対立候補（中原八一氏）との票差は、2,279票差（560,429対558,150）という誤差の範囲ともいえる僅差であった。当時、野党第一党だった「民主党」県連代表だった菊田真紀子衆議院議員は、当然参院選候補の筆頭として考えられていたが、同時に共産党（西澤博氏）、生活の党（森裕子氏）、日本維新の会（米山隆一氏）も名乗りを挙げていた。

候補者をどう絞り込むかという課題とその過程

ささき ひろし

1966年香川県生まれ。中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士後期課程単位取得退学。立教大学法学部助手、日本学術振興会特別研究員（PD）、カリフォルニア大学バークリー校客員研究員などを経て2008年より現職。専門は、国際政治学、平和研究、現代政治理論。日本平和学会第21期会長、環境エネルギー政策研究所（ISEP）理事、日本国際ボランティアセンター（JVC）理事、「市民連合@新潟」共同代表などを歴任。近著に、『市民政治の育てかた』（大月書店 2017年）、『国際関係論の生成と展開』（共著、ナカニシヤ出版 2017年）など。

は、すべての選挙においてその後の展開に決定的な重要性をもつ。しかしそれは、通常いわば「権力政治」内部のプロセスであり、政党をはじめとするプロの仕事にはかならない。だが、結論から言えば、新潟においては大きく2つの理由からアマチュアである市民が候補者選定においても大きな役割を果たした。

まず、新潟にはすでに「新潟方式」と呼ばれる政治経験があった。これは、民主党、社民党、連合、市民グループ(地域政党の「緑・にいがた」など)の主として4者が無所属候補を共同で擁立する方式で、すでに2002年4月の参議院補欠選挙、2004年7月の参議院選挙、同年10月の新潟県知事選において実施されていた。これによって、社民党をハブしながら、共産党を除く野党と労組、そして市民の間で一定の人的関係が形成されており、これが市民・野党共闘の基盤となった。つまり、2016年以降の全野党と市民をつなぐ「新潟モデル」は、この従来の「新潟方式」のネットワークの上に、高い組織力をもつ共産党を加えることによって実現したものであったと言える。

安保法制の廃止を求めて2015年に設立された「市民連合@新潟」(以下、市民連合)は、同様に安保法制に反対する社共の壁を越えた広範な市民行動を目指す「総がかり行動」などのメンバーとも重複しており、上記の市民参加型選挙の経験に基づながら、共産党も含むより広い市民ネットワークを既存の政党政治と連結する役割を果たすことができた。

さらに、市民連合が深く政党政治に関与した、またせざるをえなかった背景には、全野党の政党間、特に民主党と共産党との間に根深い不信構造が存在したことが挙げられる。全国的にも「野党共闘」の必要性が叫ばれ、民主党県連執行部にも一定の自覚があったが、実際に「共闘」するには、その「接着剤」が必要であった。異なる立場と複雑な経緯をもつアクター同士が協働するため、市民連合はいずれの文脈も帶びていない無色透明の、いわば「バッファー（緩衝空間）」としての中心的役割を期待され、実際に統一候補実現に向けてのシン

ポジウムを主催し、共通政策を作成するなど、政党間分断の「橋渡し役」を果たした。

ただ、このような選挙における市民団体の役割は、新潟のみならず全国各地で見られた現象でもあった。しかし新潟では、これに加え、特に最大の労働組合である連合新潟(会長)が、こういった新しい市民政治の論理を十分に理解し、これに協力的であったことは特筆に値する。民進党県連に大きな影響力のある連合新潟が、新潟社民党をハブにつつ、共産党とも広く連携する市民側とも協力できたことは、新潟における野党共闘のバックボーンとなつた。

ようやく候補者が一本化され、2016年4月27日、市民連合の主催で、出馬記者会見が行われたが、会見には、連合と共産党が同席しただけでなく、新社会党や緑・にいがたなど、国政に議席をもたない少数野党も列席した。新潟における「市民政治」の特徴は、第一にその政党政治のプロも巻き込んだ、いわば「縦の包括性」にあつたと言えるが、「市民」という越境的なシンボルの下に、「横の包括性」も確実に形成されていった。新潟各地で自発的な市民連合組織(地域版の「オールにいがた」や「市民連合」)が形成され、単なる「組織動員型」を越えた、「個人参加(勝手連)型」の選挙活動が展開した。

(2) 知事選—「市民政治」の「身体化」

参院選に続いて突如実施されることになった2016年新潟県知事選も、市民の果たした役割は決定的であった。民進党による候補者選定が難航する中、知事選に向けて新たに結成された「新潟に新しいリーダーを誕生させる市民の会」、およびこれに民進党を除く野党各党を加えた「新潟に新しいリーダーを誕生させる会」は、当時本人が所属していた民進党内すでに立候補を断念させられていた米山隆一氏をあえて候補者として指名し、選挙に臨んだ。このような経緯もあり、県知事選では、市民と野党側は結果的に「野党第一党」、あるいは「最大の労働組合」抜きに選挙戦に臨むことになつたが、最大の争点が新潟県柏崎刈羽原発の

再稼働問題となつたため、投票率も前回比約9ポイント上昇し、参院選よりもはるかに大きな得票差(528,455 対 465,044)で勝利をつかんだ。

保守層も取り込むような明確な争点 → 選挙の草の根的な盛り上がり → 投票率の上昇という流れに加え、先の参院選の「勝利(成功)体験」から、選挙に参加した市民たちは、「民進党や連合がなくても選挙は勝てる」、「勝ちが見えればどうせ彼らも後からやって来る」と言うまでの、大きな自信を持つようになっていた。各野党のメンバーも、すでに構築された相互の連携関係をスムーズに活用し、準備期間が少ない中でも十分な協力体制で選挙に取り組むことができた。つまり市民と野党の連携は、単に政策や理念のレベルだけでなく、いわば個々のアクターにすでに「身体化」されていたと言える。

また、原発問題が第一の争点であったということもあり、県外の市民も多く応援に駆けつけた。文化人や著名人も多数来県し、その意味で県知事選においては「市民政治」は県境を越えて展開した。野党側の公定チラシには、安倍政権とのパイプを強調する対立候補(森民夫氏)とは対照的に、「権力にすり寄る政治ではなく、県民に寄り添う政治を!」という文言が掲載された。原発問題が単に地域の安全やリスクの問題にとどまらず、中央と地方との基本的な関係性や、中央政治のあり方そのものを問うものとして提起された。先の参院選でTPP問題が一つの争点となつたように、原発問題は何よりも「ふるさと生活の安全」をめぐる問題であり、伝統的な保守層も二分された。「保守王国」新潟における米山革新県政の誕生は、安倍政権にとってはまさに「新潟ショック」となつた。

(3) 衆議院選

— 「希望の党」の不在をもたらしたもの

2017年衆院選挙は、全国的には自公の圧倒的な勝利に終わったが、新潟では6選挙区のうち4選挙区で野党候補が与党候補に勝利した。「希望の党」から出馬し当選した候補者を除き、野党候補が勝ち越した都道府県は全国でも沖縄県と新潟県だけであった。新潟の最大の特徴は、どの野党候

補者も「希望の党」からは出馬しなかつたという点にあつた。全国の多くの選挙区で、同党と他の野党との間で政権批判票が分断され、野党候補が勝利を逃すという事態が見られたが、新潟ではそれが起こらなかつた。

1区で自民の石崎徹候補(113,045票)を破って当選した西村智奈美議員は、2012年と14年の選挙ではともに石崎氏に及ばなかつたが、新潟で唯一立憲民主党から出馬し、128,045票で当選した。民進党所属で、支持基盤も連合系組合の影響が強かつたため、民進党の「希望の党」への吸収合併という事態にぎりぎりまで同党からの出馬も検討したが、支持者からの働きかけなどもあり、踏みとどまつた。

自民の細田健一候補(81,705票)に97,808票で競り勝った2区の鷺尾英一郎氏(当時民進党議員)も、党合併の際には新潟県連代表だったこともあり、党執行部への強い不満から無所属で出馬した。鷺尾氏は日本最大の右派団体である日本会議の幹部でもあり、当該選挙区では共産党候補が出馬したが、実際には可能な限り相互に相手に不利になる行為は控え、ここでもゆるやかな意味における「野党共闘」が実現した。

当時民進党所属の3区黒岩宇洋氏も、無所属からの立候補を決意し、95,644票を獲得、2位の斎藤洋明自民候補を50票の僅差で破つた。「希望の党」からの出馬については全野党候補者の中ではもっとも最後まで逡巡したともいえるが、結果的に無所属立候補が功を奏した。

4区はマスメディアによって、金子めぐみ自民候補と民進党の菊田真紀子候補による「女の鬭い」などと話題になつたが、結果的には無所属で立候補を決めた菊田氏が112,600票を獲得し、金子氏(87,524票)に大差をつけて勝利した。

5区と6区はともに野党候補が敗れたが、どちらも現職候補ではなかつたものの、予想以上に自民候補に肉薄した。5区は、いわばもっとも「教科書的」な形で野党統一候補、大平悦子氏(前魚沼市長)が擁立されたが、後半追い上げを見せたものの、結果的に79,655の得票で、知名度の高い泉



「市民連合@新潟」主催 衆議院選挙候補者記者会見 2017年10月7日

田裕彦前新潟県知事の91,855票に及ばなかつた。さらに6区の梅谷守候補は、記者会見でいつたんは「希望の党」からの出馬を表明したものの、支持する市民連合からの強い反対を受け、同党からの出馬を断念した。得票結果は、自民の高鳥修一候補の94,292票に対し、92,080票の僅差であった。

このように1区の西村氏を除き、野党候補はすべて無所属候補としての出馬だった。新潟ではなぜ、旧民進党出身の候補者は「希望の党」から出馬せず、一見リスクを伴う野党と市民との共闘に賭けたのか。またなぜ新潟では、全県6選挙区すべてで広義の「野党統一候補」が実現したのか。その背景には、他地域とは異なるそれ以前の2つの全県選挙がもたらした勝利経験と遺産があった。県知事選で「身体化」した市民と野党との連携は、衆院選でも6選挙区を横断して広範に機能したと推測できる。

敗北から学ぶ — 2018年新潟県知事選挙 —

しかしながら、2018年、米山隆一知事は、就任から約一年半で辞任することになった。辞任は、知事本人の不名誉な行為に端を発するものの、原発立地自治体の知事が常に政権から標的にされるという事実も再び想起させることになった。すでに

述べたように、米山県政は市民と野党との協働によって誕生したという経緯があり、この突然の辞任は、県内野党のみならず、新潟の「市民政治」にも大きなダメージを与えた。知事選の候補者選びは例のごとく難航したものの、最終的に県議一期目の池田千賀子氏に白羽の矢が立った。なお、紙面の関係で詳述できないが、候補者選定のプロセスで、「女性候補」という要素は大きな役割を占めた。「新潟発の女性知事誕生」という野党側の呼びかけは、しかしながら結果的には新潟で功を奏したとは言えない。

野党系前知事の辞任という不利なスタートだったものの、池田候補は、最終的には37,102票差まで追い上げた。しかし、結果的に敗北を喫した最大の理由は、与党側の「相乗り」戦略によって徹底的に選挙の争点があいまいになってしまったことにあった。例えば、2016年の参院選で使用された「オール新潟」という言葉は、2014年の沖縄名護市長選挙に発し、市民と野党の共闘を意味する言葉として使用されたが、2018年の新潟県知事選挙での言葉を先行使用したのは、与党候補の花角英世氏であった。さらに与党側は、原再稼働問題についても「慎重」な姿勢を示すことで争点化を避け、投票日当日の地元紙には「脱原発」を謳う一面広告を出した。

「新潟のことは新潟で決める」を合言葉にした市

民側が、主に街頭に出て訴えを展開した一方で、与党側は100名以上の国会議員が来県し、投票率を上げないよう静かに、しかし関係する組織を水面下で徹底的に固めていく手法をとった。そして、公明党、自民党の基礎票を期日前投票で固めた。

与党側の結果に比して、市民と野党の共闘はこれまでの選挙と比べて弱かつた。県知事選は当初、菊田衆院議員を候補者にという動きが見られたが、当人は固辞し、それを進めていた鷲尾衆院議員が次第に選挙戦からも離脱するようになった。また、選挙対策の中心を担った菊田氏と森裕子氏の二人の国会議員が、政党の頭越しに秘密裏に候補者選定を進めたため、特に旧民進党系の一部勢力からは離反者も生まれた。

2016年の参院選、知事選は、市民が主導して政党はむしろそれに協力し、連携を模索してゆくという形で、それが有効に機能した選挙だったと言える。しかし結論から言えば、政党や政治家が主導する選挙は、共闘の枠組みから離反するアクターを生み出しやすい構造がある。新潟県知事選敗北の教訓は、広範な市民が選挙の土俵を作った後に、政党同士が調整するというやり方（新潟モデル）が、政党と市民の共闘ではきわめて重要であるということであった。つまり、アマチュアの「市民政治」がプロの政党政治に重要な決定をすべて預けるのではなく、互いに独立変数として、共闘を両輪となつて駆動させる方法が、現時点ではもっとも有効な民主主義的「解」であるということである。

「市民政治」の下部構造を育む —政治教育と地方議会選挙

(1) 「市民政治塾」の試み

県知事選の敗北は、勝利体験よりも多くの「学び」を市民にもたらした。少なくとも、選挙に積極的に参加した市民たちは、自分たちがなぜ負けたのかについて、（おそらく政党関係者以上に）詳細な反省を行った。投票率が59%と予想以上に高くなつたにもかかわらずなぜ負けたのか、最後に勝敗を分けた都市部「無党派層」の投票行動を決めたのは

いったい何であったのか、SNSによるキャンペーンは実際の選挙にどの程度影響を与えたのか、なぜ「女性知事」の訴えはそれほど効果がなかったのか、有権者は当該選挙が安倍政権の存続がかかる日本全体の行方を決する選挙であることをどこまで認識していたのか…。

しかし、そのように市民が普段の生活で政治を考え、議論し合う機会は、きわめて乏しいことが改めて明らかになった。また開票結果からは、広い新潟で普段より市民活動が活発な地域と野党側が勝利した地域がほぼ一致していることも明らかとなった。月に一度市民が集い、日常的に政治的なりテラシーを高め合う「市民政治塾」の試みは、県知事選の敗北が逆説的に生み出した市民活動である。塾では、これまで官僚や政党が作るものだと思われてきた政策や公約を、ワークショップを通じて自ら作成し、直面する各選挙で候補者や政党に提案する試みも行われるようになった。またさらに、今年の統一地方選挙を機に、自らが地方議員として立候補しようとするメンバーも生まれた。

(2) 「バランスのとれた県議会を実現する県民の会」

前述のように、安保法制や原発など、いわば国政レベルの争点をめぐって誕生した「新潟の奇跡」であったが、2018年県知事選では野党側が訴えた安倍政権をめぐる問題は、必ずしも有権者にアピールしなかった。ましてや市町村議会や県議会といった地方議会の選挙において、国政レベルの大義名分は、「中央とのパイプ」を訴える利益政治の前に弱々しい存在でしかないかもしれない。

新潟においても例外なく、特に地方における自民党権力の基盤は地方議会と地方議員にある。したがって、「市民政治」が単に都会的な理念優先の、絵に描いた餅とならないためには、まずは地方議会上にこそ、その基盤を築く必要がある。筆者も呼びかけ人となって2018年12月に設立された「バランスのとれた県議会を実現する県民の会」は、県議会における健全な民主的熟議のために、議会内の与野党間バランスを訴えるものである。

この「バランス」という大義名分は、議員の男女比



「バランスのとれた県議会を実現する県民の会」第1次候補者発表記者会見 2019年1月23日

も含んだものもあり、理論的には保革のイデオロギーをこえた訴えである。今春の統一地方選に関する政策協定には、原発再稼働問題に加え、「議会で寝ない、サボらない、下品なヤジを飛ばさない」という最低限のモラルも書き込まれ、議会における議論の質の向上を訴えている。特に長年無投票だった1人区の選挙区に新しい候補者を立てるべく、全27の選挙区中、協定を結んだ計16名の推薦候補を発表した。

おわりに—「自治」の基盤をつくる 「エネルギー・デモクラシー」

現在、今年7月に予定されている参院選に向けて、新潟ではこれまでの反省もふまえ、すべてのリベラル政党は、2018年12月に開催された市民連合主催のシンポジウムで、すでに「本気の共闘」への決意表明をしている。もちろん、今後細かな障害も多く予想されるものの、候補者が決まれば、広く実質的な連携を取っていくだろう。しかし、選挙に勝利できるかどうかは、普遍的な争点を提示し、どれだけ幅広い有権者にアピールすることができるかにかかっている。これまでの経験が示すように、単なる「与野党間の闘い」では、野党側の勝利は望めない。その意味では、シンボルとしての「市民」を、与野党のどちらが獲得できるのかが争われること

になるだろう。

ここで、「市民」の定義が重要となる。「市民」が単なる消費者、あるいは中央からの富の受益者としてのみ位置づけられるのであれば、「市民政治」は利益政治の論理に吸収され、本来の規範的な意味を失うだろう。新潟では田中角栄以来、中央の補助金で豊かになった経験があり、先の展望が見えない時代に「中央とのパイプ」という論理は依然として強力である。しかし、「市民」はまさに公的な価値や政治そのものの生産者であり、参加民主主義や自治の主体にほかならない。また「市民」は、政治家や政治を評論し、批判するだけではなく、本来それらを創り出し、時には作りかえる力をもつ。

最後に、本論のむすびとして、この「自治としての政治」のイメージを現代社会で具体化する、新潟における2つの可能性について言及しておきたい。この2つの実践は、いずれもエネルギーのあり方と民主主義とを接合した「エネルギー・デモクラシー(energy democracy)」のパラダイムに関連する事例である。

まず、米山県政で創設された、「原発検証委員会」である。福島第一原発の事故原因を検証し、また原発事故が健康や生活に及ぼす影響、そして万一原発事故が起こった場合の安全な避難方法を検証すべく、それぞれの課題を担当する「技術委員会」、「健康・生活委員会」、「避難委員会」の3

委員会、さらにはそれらを統括する「総括検証委員会」(池内了委員長)が設置された。原発立地自治体独自の予算で、これほど包括的に原発の安全性に関する検討がなされるのはおそらく日本でも初めての事である。

例えば、筆者が委員を務める「避難委員会」でも、多様な分野の専門家が領域横断的に原子力災害の避難について公開の議論を積み重ねているが、それは単に専門家のみならず、住民や市民が、地域のリスクと安全について広範な熟議をする契機でもある。原発の是非を結論づける以前に、情報の公開を前提に、そのあらゆる問題点を地域住民自らが検討し、熟議を重ねる作業は、そのプロセス自体に普遍的な政治的意義を認めることができる。

そして2つ目は、地域の「市民エネルギー」(ご当地パワー) の実践である。中央集権型の原子力発

電に代わる、地域分散型・自立型の再生可能エネルギーの挑戦は、エネルギーの転換を媒介に、地域の金融や行政、産業、雇用形態など、地域社会全体の転換をうながす可能性を切り拓く。2014年に設立され、筆者が代表を務める「おらってにいがた市民エネルギー協議会」は、新潟市や村上市とパートナーシップ協定を締結し、地元生協や地銀、地元事業者などとも協力しながら、地産地消、さらには「地産地所有」の自然エネルギーを創りだしている。

食(農)・エネルギー・ケア(福祉)・教育といった市民生活に不可欠で根源的な諸要素を横断し、草の根から自立的で相互扶助的な公共空間を形成していく、このようないわば「文明論的」なアプローチは、「3・11」後の民主政治にとって、むしろ避けて通ることのできない道程でもあると言えるだろう。■



ソーシャル・メディアと動員 —ハッシュタグ・アクティヴィズムからアセンブリへ—

五野井 郁夫

高千穂大学経営学部教授

はじめに ：インターネットと直接民主主義

今日、人々の直接民主主義的な行動はソーシャル・ネットワーキング・サービス(Social Networking Service : 以下SNS)を活用し、国境のきわを越えて行われる。インターネットメディアの進展によって、参加者に情報共有とキャンペーンの普及はもちろん、実際のリアルな空間で行う抗議行動の際の徹底した非暴力のガイドラインの周知、そして参加者によるネット上の情報のアップロードなどによって、参加者にとっての敷居を下げる「社会運動2.0」とでもいすべき新たな局面へと突入している¹。

その原風景として思い起こされるのは、1997年にノーベル平和賞を受賞した地雷禁止国際キャンペーンの報道官だったジョディ・ウイリアムズや、2000年までに貧困国の債務削減を訴えたキャンペーンであるジュビリー2000の広報を務めたアン・ペティフォーが、ともに動員に活用したメディアとし

てインターネットメディアを挙げている点であろう²。つまり、ネット上での呼びかけによって課題の社会的認知を促進させ、政治動員に結びつける手法を採用したのだった。この手法が、近年では情報通信技術 (Information Communication Technology: 以下ICT) の進化に伴い、クラウド化した社会運動へとさらなる変容を遂げつつある。本稿ではこのネット上での社会運動の系譜とその来歴と現在、そして今後を展望してみたい。

コレクティヴ・アクションから コネクティヴ・アクションへ

人はどのようにして横につながり連帯し、動員されていくのか。社会運動をめぐる初期の研究は、社会構造上の要因から社会運動の発生について説明を試みていた³。資本主義社会の矛盾から労働運動の発生を説明し革命へと繋げるマルクス主義の立場や、急激な社会変動がもたらす構造的緊張や不満が人々を極端な行動に走らせる集合行動 (collective behavior) などが、その主なものとして挙げられる⁴。

これらの説明は1970年代に登場した資源動員論によって大きく修正されていくことになる。資源動員論は、社会運動組織が活動するのに必要な人、カネ、ネットワークなどの具体的な資源を重視した⁵。マルクス主義が社会変革や革命の着火点としていた資本主義社会の矛盾や、社会の構造か

ごのい いくお

東京大学大学院総合文化研究科国際社会科学専攻修了。
博士。専門分野は政治学・国際関係論。日本学術振興会
特別研究員、立教大学法学部助教を経て、現職。
著書に『リベラル再起動のために』(毎日新聞出版、2016
年、北田暁大、白井聰との共著)、『デモとはなにか 変容
する直接民主主義』(NHK出版、2012年) など多数。

ら個々の運動を説明する集合行為論に対して資源動員論は、不満はどんな社会にもあるにせよ利用可能な資源を獲得してはじめて社会運動は生起するのだと說いたのだった⁶。

これにくわえて、1980年代には社会運動への参加を個人が運動体の認識枠組み・解釈枠組みに統合される過程と捉え、そのような認識と解釈の枠組みを作る試みとして、フレーミング理論(framing theory)が提案された⁷。社会の中に不満や運動体があるからといって、主体の中に自動的に運動の認識や解釈の枠組みができるわけではない。そこで、運動組織の資源やネットワークなどの構造のようなハードの面とは異なり、関心や目標、アイデンティティといったソフトの面に着眼し、事実を受け取る側の認識枠組みや解釈枠組みを重視するフレーミングという方法が重視されるようになった。

これらが欧州で資源動員論がアメリカで興隆した当時に、欧州で隆盛した「新しい社会運動論」とともに、社会運動の文化的側面に斬り込むことになったのである。

従来の政治動員は、一定程度において合理的で選好の固定した個人からなる集団の協力関係を集合行為とみなし、選好が達成されるプロセスとその条件を説明する集合行為論や、資源動員論による潜在的支持者が構成員になっていくという小集団ネットワークによる選択的誘因を想定していた。

だが、ヒエラルキーを作らず権威主義的な性格を帯びないデジタル・メディアたるSNSにおける、個人の水平的かつ偶発的なつながりによって形成されるコネクティヴ・アクション(connective action)のような「社会運動2.0」とでもいべき新たな動員手法が今日出来しつつある⁸。これらはウェブ署名からアノニマス(anonymous)やラルズセック(LulzSec)のようなサイバー攻撃を仕掛けるハクティビズムまで、さまざまなオンライン抗議は日々目にする光景でもある⁹。

このコネクティヴ・アクションからなる「社会運動2.0」は、マルクス主義のような階級ベースの理論に対して階級横断的な新しい社会運動論的な射程

をもつが、他方で女性解放運動・環境保護運動・地域分権運動などにみられる左派的な特徴から浮かび上がるようなアイデンティティ重視でもない。というのも、近年のトランプ現象と軌を一にするレイシズムや極右の台頭も「社会運動2.0」の主要な現象のひとつだからである。

スラックティビズムから クリックティビズムへ

1990年代の情報通信技術の進化とともに登場した新たな政治的動員の手法は、既存の政党組織とは異なる人々の類縁集団(affinity group)を形成することに寄与し、のちにネット署名といった請願運動や、かつての80年代のライブ・エイドに着想を得たフェスを活用した動員やアドボカシーへと発展してゆくことになる¹⁰。だが、インターネットメディアでの動員を通じた運動の手法や悲壮感の薄いフェス的な運動は、Windows 95の普及に伴う1990年代後半の新たなITCインフラの普及と、それによつて可能となったニュー・メディアへのリテラシーに乏しかった旧来の社会運動家には、受け入れ難いものと映つた。そして労力や負担を負うことせずに社会運動めいたことをしようとする、怠け者たちの運動「スラックティビズム(slacktivism)」として批判されたのである¹¹。

2000年代に入るとネット上で動員を行う手法は、ワンクリックで社会的活動に参加した気になる「クリックティビズム(clicktivism)」として、さらに非難の的となる。というのも2000年代に1700万人も会員数を獲得した環境保護アクションTckTckTckキャンペーンが、じつは大量生産大量消費によって環境破壊を助長している世界第6位の広告会社ハバス・ワールドワイド(Havas Worldwide)のプロジェクトのひとつであり、マーケティングと社会運動の区別がなくなっていたことが指摘されるなど、問題点が浮き彫りとなつたためである¹²。

こうしたネット上でワンクリックしていいことをした気になつても現実には世の中を良くすること

には必ずしも繋がらない点を、カナダのアクティヴィストであったカレ・ラースンが組織する反消費主義集団のアーババスター (Adbusters) は「クリックティビズムは社会運動を消費主義のロジックで汚染した」と評し、いかにしてネット上の動員手法を実際にリアルな空間での身体的な運動へと結びつけるのかを模索した¹³。のちに同団体は、マーケティングの手法ではないネット上と現実の空間を往還する社会運動として「ウォール街を占拠せよ (Occupy Wall Street)」をスローガンに掲げ、ニューヨークのズコッティ公園から世界中に広まったオキュパイ運動を展開したことでも知られる。

ハッシュタグ・アクティヴィズムの展開

こうしてネット上の社会運動でも広告会社等の思惑にはまるることを回避しつつ、各人が簡単に社会的認知を起こさせることができる仕組みが模索され、生み出されるようになった。2007年ごろからツイッターユーザーたちの非公式グループ内で、ハッシュタグにかんする会話が交わされ、のちにハッシュタグを利用することで政治課題のシェアと共に性の担保、そして焦点化をおこなう「ハッシュタグ・アクティヴィズム (hashtag activism)」という新たな政治現象が、とくに2011年のオキュパイ運動を一つの分水嶺として見受けられるようになった¹⁴。世界中で圧政に抵抗する人々とそれを手助けしたい人々は、#arabspringのタグをつけて情報のシェアを行い、それぞれの身近な公共空間でデモや抗議行動、そして当時社会運動のレパートリーに加わったフラッシュ・モブなどを実行したのだった。

オキュパイ運動のなかで発展したハッシュタグ・アクティヴィズムは、ほどなくして人種差別問題でも活用された。2012年2月26日にフロリダ州で発生した自警団員の白人男性による黒人少年トレイボン・マーティンの射殺事件という、人種差別に基づくヘイトクライムに反対し正義の裁きを求めたキャンペーン「#JusticeforTrayvon」や、アジア系女性のメディア表象の差別性を糾弾した2013年の「#NotYourAsianSidekick」などがその例である。

また、2014年4月にテロリスト集団ボコ・ハラムが女子生徒240人を拉致したナイジェリア生徒拉致事件では、同事件に抗議するストリートでのデモ行動と連動して、いち早くツイッター上で「#BringBackOurGirls」というハッシュタグが作成された。このハッシュタグを掲げた画像をミシェル・オバマやマララ・ユスフザイら著名人が率先してSNSにアップすることで少女たちの奪還を訴えるキャンペーンを展開し、またたく間にネット上で彼女らの主張に賛同した人々による、広範な世界政治への参加が観察されることになった。

このハッシュタグ・アクティヴィズムが最も強く影響力を持って近年の政治を変えたのは、2017年の#MeToo運動である。映画プロデューサーのハーヴィー・ワインスタインが数十年にわたって女優やスタッフにセクハラを続けてきたことを、女優のアシュレイ・ジャッドが実名で告発したことから始まった同運動は、現在でも男性に虐げられてきた女性たちを解放するものとして世界中に広まりつつある。2017年10月5日のニューヨーク・タイムズへの掲載を皮切りに50人以上の女優が名乗り出て告発し、SNS上で女優のアリッサ・ミラノが2017年10月15日に「Me too」とつぶやいたことがきっかけで「#MeToo (私も)」が生まれ、セクハラを告発し撲滅するムーブメントが発生した

「#TIMEUP (もう終わりにしよう)」のハッシュタグへの連帶のしるしとして、2018年1月7日のゴールデン・グローブ賞授賞式に出席した女優の全員が、抗議の意思表示で黒衣を着用した。報道したニューヨーク・タイムズと雑誌のニューヨーカーが2018年のピュリツァー賞を同時受賞し、2018年の下院議員選挙では民主党の勝利に同運動が貢献したことで、女性議員数は定数435中、過去最多の102人、有色人種の女性議員は過去最多の43人となった。

日本のハッシュタグ・アクティヴィズム

ハッシュタグ・アクティヴィズムは日本でも、選挙運動中や日々の政治のなかで、手軽な政治参加と

フレーミングの手段として今日大いに活用されている。近年でも自民党の石破茂議員が党内の引き締めのために「自民党何か感じ悪いよね」と思われてはまずいと発言したことが、そのままハッシュタグで「#自民党感じ悪いよね」という自民党へのネガティブキャンペーンとなった。

他にも2015年の安保法案にかんする国会審議時には同法の憲法違反が指摘されるなか、「#安倍政治を許さない」などのハッシュタグがツイッターやfacebookで多用された。のちに2016年には認可保育園などから子供の入所を断られた当事者らが「#保育園落ちたの私だ」というタグを使用して訴え、3月5日には国会前で政府に対する抗議集会を開催した。この訴えは、実際に子どもの入園を断られたと経験を持つ母親ばかりではなく、保育園に入れた人、それどころか子どもを持たない人や未婚の男性までが、社会全体の問題だという意識のもと、立場の違いに関係なくタグを使用し路上に参加し、連帯を表明した。

くわえてアメリカを震源とした#MeToo運動は日本にも波及した。準強姦被害が行政によって握りつぶされたことを名乗り出たジャーナリストの伊藤詩織を取り上げたドキュメンタリー『Japan's Secret Shame (日本の秘められた恥)』がBBCで放映され、2018年4月に明るみになった財務省の福田前事務次官によるテレビ局の女性記者に対するセクハラ行為の報道で「#MeToo」運動が本格化した。4月28日には新宿アルタ前では「#私は黙らない0428」という街宣行動が開催されたのだった。

今後の展望：ハッシュタグ・アクティヴィズムからアセンブリへ

これらのハッシュタグ・アクティヴィズムはすでに直接行動の一形態であり、かつて批判されたような安楽椅子に腰掛けてぬくぬくと暖かい部屋で行われているスラックティビズムではない。というのも、アラブの春から#MeToo運動まで、クラウド化した社会運動は現実の空間と地に足の付いた場(land)において、それもおもに公共空間に身体性を

現場に持ってくることで、集会参加者の身体がその場に存在し、身体をかけて意思表示することで直接民主主義の合議体となるアセンブリ(Assembly)を出現させるからである¹⁵。

このように、インターネットメディアが日常化した現在、ハートとネグリが描いた〈帝国〉のような状況の出現したことを受け、社会運動も既存の1.0から、SNSを通じてアドボカシーを行いアイデンティティ形成し、集会へと人々の身体の集合を促す「社会運動2.0」へと変化を遂げてきた。すなわち、誰もが情報発信できるということは、インターネットというインフラにアクセスできる空間であれば誰もが可能性の中心になり得るがゆえに、一国内の政治から国際政治まで一人のツイートがまたたく間に世界を変えることも可能なのである。

そして、それらの投稿をより迅速かつ広範に流布させるために使用するのがハッシュタグであるならば「ペンは剣より強し」ならぬ「ハッシュタグは剣よりも強し」という状況が、こんにち出来しつつあるのである¹⁶。■

《注》

- 1 新しい社会運動1.0の主要な系譜については、Ronald Inglehart (1977) *The Silent Revolution*, Princeton NJ: Princeton University Press. ; Alain Touraine (1978) *La Voix et le Regard : sociologie des mouvements sociaux*, Paris: ?ditions du Seuil; Alberto Melucci (1989) *Nomads of the Present: Social Movements and Individual Needs in Contemporary Society*, Philadelphia: Temple University Press. また、新しい「社会運動2.0」は以下を参照されたい。五野井郁夫『デモとは何か 変貌する直接民主主義』NHK出版、2012年
- 2 ジュビリー2000のキャンペーンは、国連のミレニアム開発目標策定に影響を与えるとともに、「Make Poverty History」キャンペーン（いわゆるホワイトバンド運動）とU2のボノらが2005年のグレンイーグルズサミットに合わせて開催したカウンターイベント「LIVE 8」に引き継がれた。
- 3 Crossley, Nick (2002) *Making Sense of Social Movements*. Buckingham & Philadelphia: Open University Press.; della Porta, Donatella and Mario Diani (1999) *Social Movements: An Introduction*. Oxford: Blackwell Publishers.
- 4 Turner, Ralph. H., & Killian, Lewis. M. (1957) *Collective behavior*. Oxford, England: Pren-

- tice-Hall.; Smelser , Neil (1962) *Theory of Collective Behavior*. Published by Routledge & Kegan Paul, London.
- 5 McCarthy, John D.; Zald, Mayer N. (1973) *The Trends of Social Movements in America: Professionalization and Resource Mobilization*. Morristown, NJ: General Learning Press.; Tilly, Charles (1978) *From Mobilization to Revolution*. Reading, Mass.: Addison-Wesley.; McAdam, Doug (1999) . *Political process and the development of Black insurgency, 1930-1970* (Second edition). Chicago and London: The University of Chicago Press. ; McAdam, Doug, Sidney Tarrow, and Charles Tilliy (1997) . "Toward an integrated perspective on social movements and revolution," in Mark Irving Lichbach and Alan S. Zuckerman (eds.) , *Comparative Politics: Rationality, Culture, and Structure*. New York: Cambridge University Press, pp.142-173.
- 6 裏を返せば、利用可能な資源へのアクセスを制限すれば社会運動は起きないため、この立場から中国共産党政府などは、中国国内において wikipedia のようなリベラルなサイトや、twitter、facebook など「アラブの春」で着火点となつた SNS を現在まで利用禁止としている。なお、香港特別行政区では一国二制度ゆえ SNS が利用可能だったことから一連の雨傘運動が生起し、雨傘運動でも中心的な役割を果たした黃之鋒の組織「学民思潮」は、2016 年に「香港衆志 (Demosisto)」という政党を結成することで、リベラル政党の誕生の一助となつた。https://www.demosisto.hk 2019 年 3 月 10 日閲覧。
- 7 Snow, David A, Burke Rochford, Jr., Steven K. Worden, and Robert D. Benford, (1986) "Frame alignment process, micromobilization, and movement participation," *American Sociological Review*. Vol.51, Issue 4: 464-481.
- 8 こうしたサイバースペースでの連帶の思想については、Cameron , Andy and Barbrook, Richard (1995), "The Californian Ideology" , *Mute* ,Vol .1 #3 CODE, London: Mute ; Lance Bennett's & Alexandra Segerberg (2012) *The Logic of Connective Action Digital Media and the Personalization of Contentious Politics*, Cambridge: Cambridge University Press; Olson, Parmy (2012) *We are Anonymous: Inside the Hacker World of LulzSec, Anonymous, and the Global Cyber Insurgency*. Hachette: New York.
- 9 Kelly, Brian (2012) . "Investing in a Centralized Cybersecurity Infrastructure: Why 'Hacktivism' can and should influence cybersecurity reform". *Boston University Law Review* 92 (5): 1663?1710
- 10 属性の異なる者同士の「群れ」である類縁集団については、Donna Haraway (1991) *Simians, Cyborgs and Women: The Reinvention of Nature*, New York: Routledge, p.155. を参照。
- 11 スラックティビズム (slacktivism) とは、怠け者 (slacker) + 社会運動 (activism) という造語である。たとえば以下のような批判がある；Phan, Monty (2001) , "On the Net, "Slacktivism' / Do-gooders flood in-boxes", February 26, Newsday. Page. 08.
- 12 White, Micah M. (2010) "Clicktivism is ruining leftist activism", *The Guardian*, 12 August, 2019 年 3 月 10 日閲覧。 <http://www.theguardian.com/commentisfree/2010/aug/12/clicktivism-ruining-leftist-activism>
- 13 White, Micah M. (2010) "Activism after Clicktivism How to energize the political left", *Adbusters*, 17 November. 2019 年 3 月 10 日閲覧。 <https://www.adbusters.org/magazine/93/activism-after-clicktivism.html>
- 14 ただし、オキュパイ運動のなかでは、震源地であるニューヨークのズコッティ公園付近で参加者が行ったツイートが、本人も気が付かないうちに元ツイートが消滅しているという現象がしばしば起き、筆者も実際に同公園付近で発したツイートが、フォロワーにリツイートされたにもかかわらず、数件無断で削除されるという事態を経験した。Dewey, Caitlin (2014) , "#Bringbackourgirls, #Kony2012, and the complete, divisive history of 'hashtag activism'", *The Washington Post* , May 8, 2019 年 2 月 20 日閲覧。
- 15 群衆と身体性については、Butler, Judith (2015) *Notes Toward a Performative Theory of Assembly.*, Cambridge, Mass.: Harvard University Press, pp. 7-9. なお Hardt, Michael and Negri, Antonio (2017) , *Assembly - Heretical Thought*, New York: Oxford University Press の表紙画は、まるで集会のようにミツバチを群れ集まる生物の象徴として使用している。群れ集まるのは、SNS をコミュニケーション手段として、市民全体として民主的に何かを作り出すためだからである。
- 16 Scott, Catherine (2012) "Future of Feminism: The Hashtag Is Mightier Than the Sword", *Ms. Blog magazine*, March 23, <http://msmagazine.com/blog/2012/03/23/future-of-feminism-the-hashtag-is-mightier-than-the-sword/> 2019 年 2 月 20 日閲覧。

「黄色いベスト運動」試論

斎藤 かぐみ

フランス語講師、翻訳家

2018年11月17日土曜、黄色の蛍光安全ベストを着用した人々（以下「GJ」）の集団がフランス全土に忽然と出現し、各地のロータリーやパリの目抜き通りでマクロン政権に対する抗議活動を行った。それまでガソリンより低く抑えられていた軽油税率の引き上げが契機であった。参加者は内務省発表値で総計28万7710人。この国においては数だけで注目されるほどの規模でないGJ運動には、しかし通例のデモ行動とは異なる数々の特徴がある。

彼らは何者か

第一に、運動が長期化ひいては恒常化している。毎土曜のデモの規模の推移を述べると、4回目の12月8日までは10万人を優に超え、同月10日に政府が「総額100億ユーロ」と喧伝される対策を提示して以降は、年末にかけて最少3万2000人ま

で減った。1月に微増して10回目の1月19日に8万4000人、その後は漸減傾向が続いて16回目の3月2日現在で3万9300人である（GJ側で12月29日から開始したカウントでは各回2～2.5倍前後）。組織的動員のない分散的な抗議運動が、寒い季節に100日あまり持続している。歴史家ノワリエルは11月末の時点でこれを「全土に散らばった数千の群小アクションの総和」と形容した（Noiriel 2018）。

群小アクションの主体は、労組活動家でもなければ、社会運動や政治運動の常連でもない。まずは11月24日と12月1日にボルドー大学その他の社会学者が各地で行った現場調査¹の一次報告を援用して、モンタージュとして示す。平均年齢は45歳、総人口平均の41.4歳よりやや高い。男性54%、女性45%、通常の抗議運動よりも女性の参加が目立つ。総人口に比して高学歴者と低学歴者が少なく、中学歴者（日本の大卒未満・高卒相当）が多い。所得課税対象世帯（回答者の約半数、総人口中でも同様）の月収中央値は1700ユーロ、総人口に比して3割低いが、最下層ではない（Bedock et al. 2018）。

次いで『ル・モンド』紙その他の現場ルポから、参加時期を12月末までに限定して、無名GJの具体的な職種またはセクターを抽出し、取捨選択や系統的整理をせずに列挙する（ただしサンプル数の多い現役に限定、非正規も含む）。ウェイトレス、運送会社経営、営業職、エステティシャン、エンジニア、介護、家具職人、環境関連会社経営、看護師、機械

さいとう かぐみ

Institut Européen des Hautes Études Internationales修了。
Diplôme Européen des Hautes Études Internationales.
専門分野は、時事・社会科学分野を主とする仏文和訳。
『ル・モンド・ディプロマティック』日本語版創刊を経て、
フランス語講師。
編書・訳書に『力の論理を超えてール・モンド・ディプロマティック 1998-2002』（共編訳、2003年）、オリヴィエ・ロワ著、『現代中央アジア』（単訳、白水社、2007年）、アンヌ＝マリ・ティエス著『国民アイデンティティの創造』（共訳、勁草書房 2013年）など。

操作、行商、警備員、経理、ケーブル工事、建設会社経営、建設作業、航空機製造工場、コミュニティマネージャー、コンサル管理職、自営、歯科技工士、児童クラブ指導員、自動車整備、自動車部品、市役所、重機操作、小学校教師、商店主、照明技師、食堂、職人、職人養成、生活介助、清掃、繊維、旋盤、専門作業員、大工、タトゥー施術、チーズ工場、畜産、Tシャツ販売、蹄鉄、鉄道、導電組立、土木作業、ドライバー、内装、庭師、農業、配管、美容師、福祉関係、物流作業、フリー翻訳、保育士、郵便局、養鶏、養蜂、料理店主、老人ホーム、露天商。ここに見て取れるように大部分は一定の階層、社会学者クタンが2000年代半ばに行った調査時のインフォーマント自身の表現を受けて「プチ中間層」と呼ぶ人々からなる(Coutant 2018)。

このような仕事に平日は従事する人々が、自動車ドライバー必携の「高視認性ベスト」を身に着け、全国で街頭に出た。地理的分布に関しては、海外領土を含めた101県のうち、GJの集団が出現しなかったところは皆無である。ローカル・グループの活動度の追跡は困難を極めるため、様々に論じられている「主要地帯」の同定は控えるが、地理学者ベアールとデルピルの説明(Behar et Delpirou 2018)に従えば、大局的にはGJを截然と「中小都市住民／都市近郊住民／田園地帯住民」のいずれかとして規定する意味はない。そのような様々な場所でロータリー²を占拠した人々の心境を、仮に一人のものとして合成すれば以下になるだろう。—ささやかなマイホームのある地域では、何をするにも車が必要で、低燃費のディーゼル車で走り回る毎日だ。ここ数年来、近場の病院や学校、鉄道や郵便局はなくなったり縮小されたり、なのに税金と社会保障の負担は増している。生計を立てるので精一杯、人生の楽しみに縁遠くなつた。そこへ政府が、この7月に田舎の一般道³の制限時速を90kmから80kmに引き下げたうえ、ただでさえ高騰中の軽油の税率を1月から上げるという。温暖化ガスの主犯はディーゼル車じゃない。おい大統領、ふざけるのもいいかげんにしろ。—哲学者バリバールは12月中旬の時点で、彼らに支持が集まつ

ているのは、「フランス人がなりかけているものの代表的サンプル」(Balibar 2018)であるからだと喝破した。

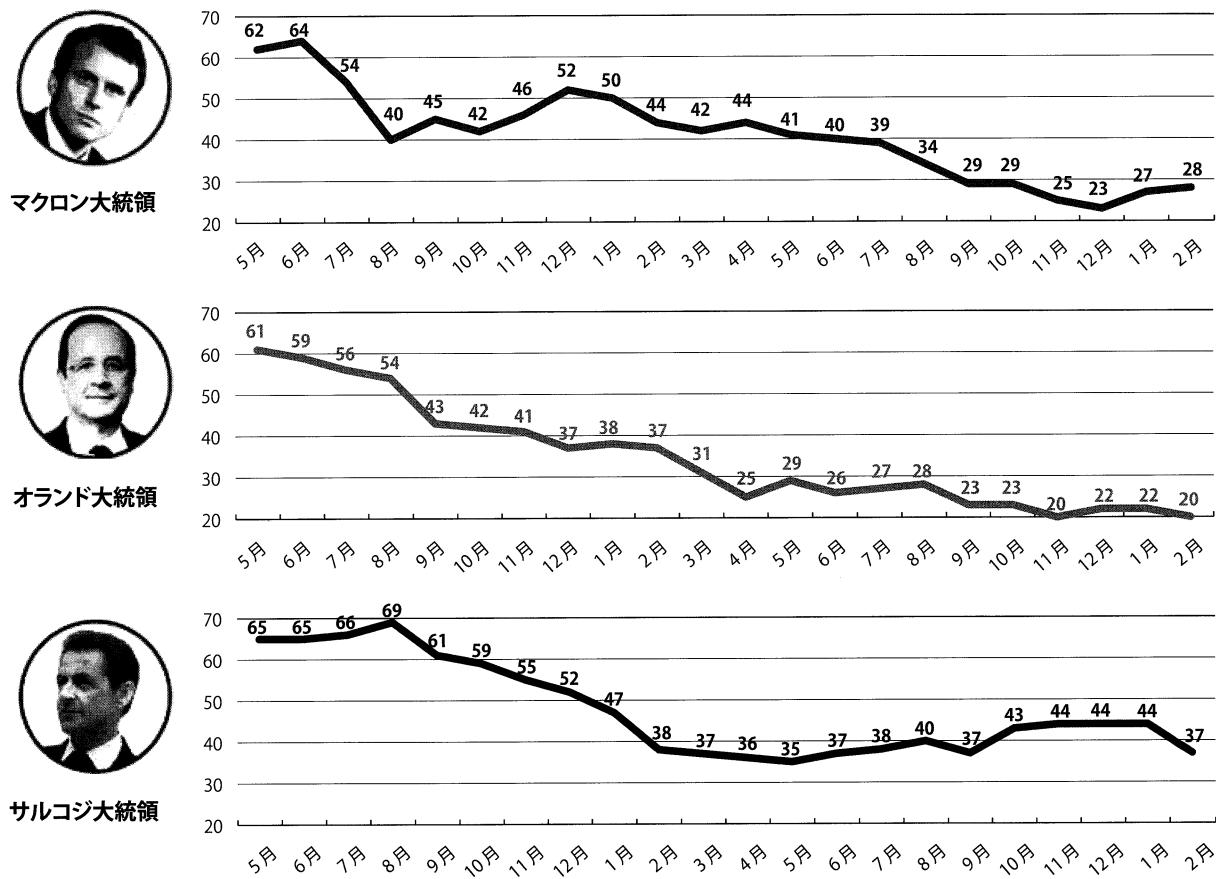
マクロン・ファクター

燃料税は契機にすぎず、抗議の対象は広範囲に及ぶ。それが現職大統領の人格の上で焦点を結んでいる点もまた、極めて特異な事態である。マクロンの何が、そこまで嫌われているのか。

周知のように、彼は議員や首長の経験なく前オランダ大統領の下で政権入り、経済相を辞任、新党を結成というステップにより、2017年5月にフランス憲政史上最年少、39歳の若さで元首となった。この時の政界再編で左右の伝統政党がぐらつき、最右翼の候補が決選投票に浮上したことも記憶に新しい。当選の確定した次期大統領は、ルーヴルを舞台とする勝利演説の際、白紙委任でないのは承知しているとの一言を忘れはしなかつた。しかし就任以後1年半の行動は、自らの政策構想の「断行」と形容するのがふさわしい。労働法改定、富裕税ISF廃止と資本所得税定率化、社会保険税CSG引き上げ、住宅費補助減額、大学の専攻決定方式改定、接種義務ワクチン対象拡大、国鉄職員身分保障の将来的廃止、等々に対し、関係セクターによる「通例」の抗議行動が断続的に起きていた。

経済社会分野の政策方針は、2018年前半に主要メディアで流行したサン=シモン主義との比較の当否はさておき、供給サイドであるとの認識で政権内外ともに一致を見せる。左右どちらでもない、いやむしろ左右どちらでもあると自任するマクロンは、「進歩主義」「近代化」「開放」「市民社会」「楽観主義」「自立解放」「果敢」「スタートアップ」といったキーワードを口にする。—この国の根底からの変革、それを引き続き強力に推進していく。田園地帯の通信・交通インフラを整えて経済的社会的流动性を高める。ルールを適正化し、事業分野群を強化することで、雇用創出につなげていく。自営と起業のルールを簡便化する。賃金労働者には生涯研修の機会と新たなセイフティを提供する。国内の連

図1 大統領に就任した5月から翌々年2月までの22か月間における支持率の推移



(出所) Ifop (2019), 'Les indices de popularité', Ifop pour Le Journal du Dimanche, février 2019, p. 6.

帶を保障するには、高い生産力をもった強国でなければならぬ。成功者がエゴイズムに走れば国は碎け散る。弱者に関わる人道的要請を看過すれば国の結束はない。——2017年末に大晦日恒例の大統領演説で、彼が滔々と語った抱負のうち、経済社会政策に具体的に関わる部分を抜粋すれば、以上の趣旨となる(Macron 2017)。

選挙時のその支持層は、主にアッパーミドル層であった。さらに、大統領任期が5年となって以降は常に新大統領就任に続いて実施され、その追い風を受けやすい国民議会(以下「下院」)選挙の結果、圧勝した与党をはじめとして7割以上の議席を同様の階層の人々が占めた。与党議員の多くは地域とのつながりが薄く、第五共和政の伝統たるトップダウン式の意思決定をマクロン政権も踏襲した。加えて、弱体化している労組を顧みず、地方公共団体との関係、とりわけ唯一公選で選ばれる首長⁴たる市長との関係も、地方行政に支出減・税収減・員

数減5を課そうとする中央の方針をめぐって険しくなった。

この政権が自分たちの生活実態を知らず、パリのエリートが机上の計算で政策を決めているだけだという反発は、大統領の放言によても強められたにちがいない。スタートアップ支援施設の開幕式で、「駅というのは、成功した人々としがない人々が行き交う場だ」。富裕税の廃止に関してテレビで、「登山パーティの先頭メンバーに投石を始めたりすれば、全員が滑落してしまう」。フランス共済組合大会での演説の予行ビデオで、「べらぼうなカネを最低所得保障に注ぎ込んでいるのに、人々は抜け出せずにいる」。大統領府公開日に、仕事がなかなか見つかないと訴えかけた青年に対し、「ホテルにカフェにレストラン、道を渡れば見つかるものだよ」。就任から1年半のマクロン語録の一部である。同じ期間に支持率は、当初の60%台から29%へと下降した(図1)。

錯綜する自己組織化

2018年11月17日に忽然と現れたかのようないくつかのGJ運動は、組織化の契機のないほど原子化された場に置かれた人々の怒りが、結集によって初めて可視化されたものだった。デモ初参加者も多く、前述の現場調査の例では47%にのぼる (Bedock et al. 2018)。「サイレント・マジョリティ」の異議申立に虚を突かれた政権は、暴力的な威圧をもって応じてきた⁶。交渉窓口となる代表がGJにはいない。その事実は内部の権力闘争だけには帰されない意識的な牽制と自制の所産である。仲介役も見当たらない。GJは政治家や政党はもとより、労組も運動団体も、あるいはメディアも基本的に信用しておらず、何かしらの既存の勢力に回収されることを徹底的に拒否している。

GJ運動としての組織化の発端は、2018年5月末に遡る。パリ南郊地域でネット通販を営む30代の自営業P・L⁷が、論拠を挙げて軽油価格引き下げを求める署名活動をchange.orgで開始した。これを10月中旬にネットの地元ニュース共有を通じて知った同地域・同世代の運送ドライバーÉ・Dが、11月17日に全国で抗議行動を起こそうとフェイスブックで呼びかけた。間もなく幾つものGJグループが出現し、『パリジャン』紙の報じるところとなる。同じ頃、ブルターニュに住む50代の催眠療法士J・Mが、燃料価格問題について「ガツンと一発」物申す動画で評判をとり、他のマスコミも抗議運動の拡大を追い始めた。

政府の側は、11月14日に燃料問題に特化した若干の対策を提示して17日を迎えた。27日に公表したエネルギー数か年計画には、抗議鎮静化に直結する要素は盛り込んでいない。その前後にGJ側に慌ただしい動きが起きる。対政府折衝に向けて26日に上記の前2名を含む涉外役8名のリストを発表し、くだんの2名が27日に大臣と面会した。しかし成果はなく、30日に予定された首相との面会は事実上の不成立に終わる。涉外役の設置・任命は、全国的な調整による合意だと謳うプロセスが

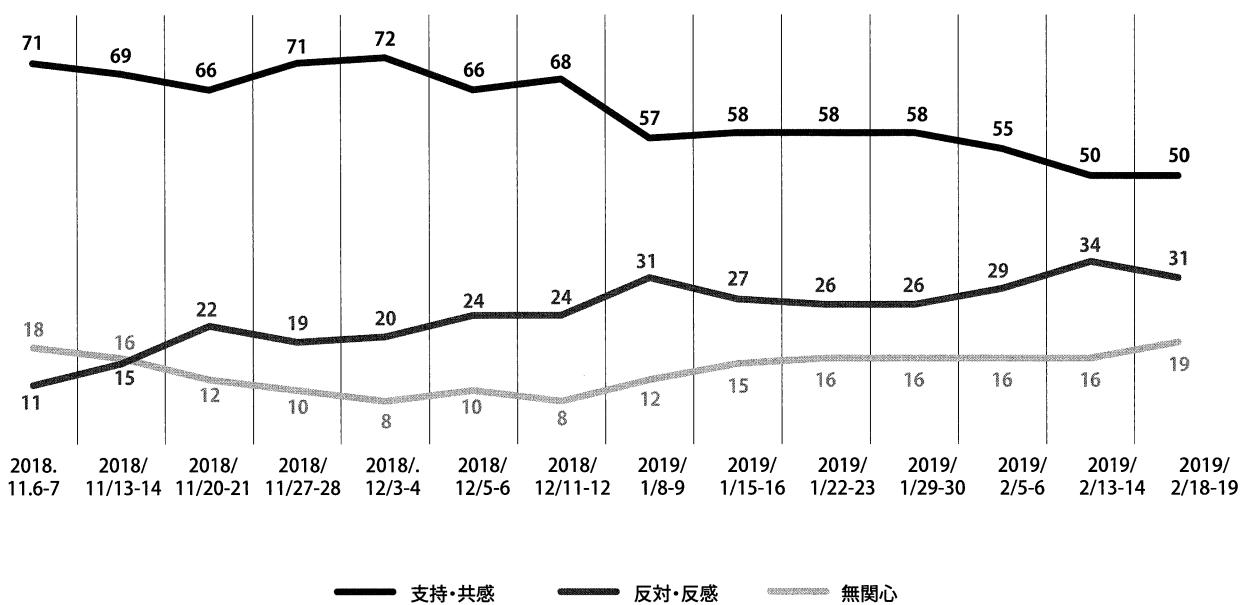
詳らかではなく、GJ内での異論も強かった。さらに29日以降、40項目を超えるGJ運動の要求事項リストが2種類、メディアと下院議員に送付されている⁸。この時点での部分的集約という制約はあるが、両リストに共通する理念は次の通りである。庶民に不当な税負担を課すな。政治家がろくに働くのに特権を享受するのは不当だ。勤労者には尊厳ある生活を送れるだけの収入を、失業者には雇用機会を与えよ。国民自身が政治を決める機会を増やせ。

12月に入ると、まず発端の前2名にM・Nを加えた3人の旧・涉外役をリーダーと見なす対決派と、折衝実現を望むJ・Mらのグループが袂を分かつた。また、地元に拠点の小屋を組み、「民衆総会」を創設したロレーヌの町コメルシのグループが、自分たちと同様の方向へ進むことを各地のGJに呼びかけた。そして大統領は12月10日、前述のように「総額100億ユーロ」と喧伝される三つの金銭的対策をテレビ演説の形で提示した。なかでも眼目は、「最低賃金アップ」と特に国外で誤解された措置、逐語的には「最賃労働者の賃金は、雇用主に一切の負担なく、2019年には月額100ユーロ増える」(Macron 2018a)とする措置である。雇用主負担となる最低賃金の年次ベア分20ユーロを額面通りに除くなら、実施済みの措置による増分が20ユーロ、公約に基づく向こう3年分の措置（低所得就労者手当の増額）の前倒しが70ユーロであり、しかも（世帯状況を加味される）後者の対象は最賃労働者の55%にすぎない内実が、その後の報道などで明らかになる。

議論 VS 議論

政府が懸念し、GJが期待していた他の抗議行動との凝集が、12月10日までの間に起こることはなかった。この演説で発表された重要な対策がもう一つある。所定のテーマ（代表政治、財政均衡、気候変動、国家の組織編成、移民）に沿った国民的な議論である。続けて1月開始が決定された「国民大議論」からは、誘導にしても明け透けすぎる最後の

図2 「黄色いベスト運動」にフランス人が向ける視線の推移



(出所) Ifop (2019), 'Les Français et le mouvement des Gilets jaunes', Ifop pour La Fondation Jean-Jaurès, février 2019, p. 5

テーマは除かれた。この前後から年末にかけ、住民の自由な記帳に供する「陳情書」の設置という試みが、全国の多数の市町村に広がった。GJが活動拠点のロータリーや小屋からの撤収を促されるようになつたのも12月後半である。

1月15日からの「大議論」は、補佐に付いていた独立機関CNDPの委員長に「高給スキヤンダル」が降って湧いた経緯から、首相と両院議長と経済・社会・環境分野の諮問機関CESEとによって指名された識者5名を「保証人」として始まった。主催者不問・地域密着の集会およびプラットフォームへの意見投稿(AIで集計処理)を柱とする。GJの側では1月下旬から土曜デモと並行して、5月のEU議会選に候補を出そうとするI・Lらのグループの出現と分裂、コメルシ近傍での「総会総会」開催と次回4月開催地決定、対抗プラットフォーム「本物の議論」の開設、2008年アイスランドを範と見る「立憲」グループの出現、労組と協調したスト実施、といった模索が続く。3月上旬の時点では数万人が活動を続け、一部の者は政府のフレーミング⁹に沿った集会に足を運びつつ、一部のグループは一般参加ありの地元集会を主催しつつ、大勢として要求事項の全体「的」集約を目指している状況である。3

月15日に閉幕する政府主催の「大議論」は、4月に総括を予定する。

1月中旬以降¹⁰、フランス人が世論調査で現大統領に対して示す支持は僅かに持ち直し(図1)、GJ運動への好感は50%まで低下した(図2)。2月中旬に行われた後者の調査には、自分をGJないしGJ寄りだと考える者が過半数、GJ運動を打ち切るべきだという者が同じく過半数、という微妙な数値もある(IFOP 2019a)。同じ時期に「大議論」に関しては、マクロンその他の要人が開始前から地方を歴訪しているにもかかわらず、将来の政策に反映されることへの期待は半数に満たない(IFOP 2019b)。GJ運動にまさる正統性が「国民大議論」にあるとする政府見解はさほど国民に共有されていない(Courtois, 2019)とすれば尚更だ。

「国民大議論」へと至ったエマニュエル・マクロンは、機会の平等による新産業の振興、新旧富裕層の資本の国内循環、底辺層への救貧、といった青写真への同意を改めて調達しようとしている。それは、工業資本主義時代に始まる福祉国家を世界的

に終わっているとする認識の下に、アップデートされた自由主義の構想である。本家取りを高唱する議論へと至ったGJ運動が体現してきたのは、新たな社会協定 (Macron 2019) が必要だというのならボトムアップを要求するという意思表示であり、ひいては代表民主政を篡奪した「特権層」への不信である。異議を申し立てられた政権の側は、広く「民衆」として認知されたGJ自体を「ポピュリスト」とは呼びようがなく、この組織性の低いアクターを「憎しみに駆られた群衆」 (Macron 2018b) におとしめようとする。

GJの地平はまだ広くはない。ナイーブな「国民」意識から発したため、多文化・多様性の問題群とは接続しにくく、実際に表面化しているように排外右翼の感化を排除しにくい。経済社会政策に関しては、大資本や大資産家を（税の過小負担という点以外では）特権層に数えず、個人的自助を規範とする限りにおいて、彼らの方向性は見かけほどマロンと隔たってはいない。チャーティスト運動とGJ運動を比較して、経済社会的問題の解決を政治制度改革（前者は普選、後者は国民投票拡充）に帰着させる点に両者の限界を見る政治学者クヴェラキスは、購買力底上げというGJの要求事項に関しても、それが飽くまで（社会保障負担を含めた）税制是正の要求であることを指摘する (Kouvélakis 2019)。確かにそれが狭義の賃上げ要求に転ずる気配はない。GJの大部分の直接の雇用主が中小企業であること、フランスの「プチ中間層」の比較基準がおそらく最低賃金に固着していることが、彼らの視野を遮っている。だが、ローカル・グループをはじめとする分枝が2019年春を超えて成長を続け、より広い地平を獲得しないとは限らない。■

《注》

- 1 ネット上の活動に関する調査としては、トゥルーズ大学 OPSN による継続的なコーパス分析などがある。
- 2 ローカル・グループの活動は当初、日々の拠点としたロータリー、すなわち極小の単位ごとに展開された。
- 3 対象の定義は、中央分離帯のない片側一車線の一般道（街路を除く）。
- 4 地域圏および県のトップは政府の任命する高級官僚である。
- 5 経済学者サピールは、フランスの公共支出に占める地方の割合が、他のEU主要国より低い20%にとどまるこことを指摘している (Sapir 2019)。
- 6 重傷者を含む負傷者が多発している強力ゴム弾の使用中止、警察サイドの暴力行為に関する調査が、それぞれ欧州評議会、国連人権高等弁務官によって勧奨されるに至った。デモ隊サイドの暴力行為については報道でよく知られている。
- 7 本文中あえてイニシャルで記した著名 GJ の氏名は以下の通りである。Priscillia Ludosky, Éric Drouet, Jacline Mouraud, Maxime Nicolle, Ingrid Levavasseur.
- 8 一方は渉外役の決定と連動しているようだが、いずれのリストとも発信元の「代表性」はよくわからない。
- 9 開始に当たって大統領が発した「フランス人への手紙」には35の具体的設問が列挙された (Macron 2019)。
- 10 図1と図2の月例調査の1月分は中旬に実施されている。

《参考文献》

- Étienne Balibar (2018), 'Gilets jaunes: le sens du face à face', *Mediapart*, 13 décembre, <https://blogs.mediapart.fr/etienne-balibar/blog/131218/gilets-jaunes-le-sens-du-face-face> [2019年3月2日閲覧]
- Daniel Behar et Aurélien Delpirou (2018), 'Refuser la vision caricaturale d'une France coupée en deux', *Le Monde*, 4 décembre, p. 23.
- Camille Bedock, Antoine Bernard de Raymond, Magali Della Sudda, Théo Grémion, Emmanuelle Reungoat, Tinette Schnatterer (2018), '« Gilets jaunes » : une enquête pionnière sur la « révolte des revenus modestes », *Le Monde*, 12 décembre 2018, p. 22-23.
- Gérard Courtois (2019), 'Les réformes malgré la crise', *Le Monde*, 13 février 2019, p. 21.
- Isabelle Coutant (2019), 'L'Union de la France des «petits-moyens», *Le Monde*, 31 janvier décembre, p. 22.
- Ifop (2019a), 'Les Français et le mouvement des Gilets jaunes', Ifop pour La Fondation Jean-Jaurès, février 2019, p. 10 et p. 14.
- Ifop (2019b), 'Le regard des Français sur le grand débat national', Ifop -Fiducial pour CNews et Sud Radio, février 2019, p. 8.
- Stathis Kouvélakis (2019), 'Après Commercy. Dynamique de groupe et économie politique des «gilets jaunes»', *Mediapart*, 15 février 2019, <https://blogs.mediapart.fr/stathis/blog/> [2019年3月5日閲覧]
- Emmanuel Macron (2017), 'Vœux du Président de la République pour l'année 2018', 31 décembre 2017, <https://www.elysee.fr/emmanuel>

macron/2017/12/31/voeux-du-president-de-la-republique-pour-lannee-2018 [2019年3月3日閲覧]

- Emmanuel Macron (2018a), 'Faisons de cette colère une chance', 10 décembre 2018, <https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2018/12/10/adresse-du-president-de-la-republique-du-lundi-10-decembre-2018> [2019年3月4日閲覧]
- Emmanuel Macron (2018b), 'Vœux 2019 aux Français', 31 décembre 2018, <https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2018/12/31/voeux-aux-francais-2019> [2019年3月5日閲覧]
- Emmanuel Macron (2019), 'Lettre aux Français', 13 janvier 2019, <https://www.elysee.fr/emmanuel-macron/2019/01/13/lettre-aux-francais> [2019年3月3日閲覧]
- Gérard Noiriel (2018), '« Les "gilets jaunes" replacent la question sociale au centre du jeu

politique »', *Le Monde*, 28 novembre 2018, p. 28-29.

- André Sapir (2019). 'La France a un système institutionnel qui favorise la fronde contre son chef', 20 février 2019, *Le Monde*, supplément Éco & Entreprise, p. 7.

および全体の記述に関し、*20 Minutes*, actu.fr, BFM TV, *Courrier Picard*, *La Croix*, *La Dépêche du Midi*, *Les Echos*, *L'Est Républicain*, *L'Express*, Europe 1, *Le Figaro*, *France Bleu*, *France Culture*, *L'Humanité*, *Le Journal du dimanche*, *Libération*, *Mediapart*, *Le Monde* (紙面も), *Le Monde diplomatique* (紙面で), *Nice-Matin*, *L'Obs*, *Ouest-France*, *Le Parisien*, *Le Républicain lorrain*, *Rue89 Bordeaux*, *Le Télégramme*, *La Voix du Nord* を、特記したもの以外はウェブサイトで逐次参照した。



不安定雇用を包摂する新しい労働運動の分岐

—韓国の事例からの考察—

安 周永

龍谷大学政策学部准教授

本稿の目的は、不安定雇用(precarious employment)が増加する中で、韓国の労働組合の課題について整理し、社会運動の担い手としての労働組合の新しい役割について検討することにある。非正規労働者や、労働者と個人請負業者の境界に位置する就労者が増加し、従来の労働法や社会保障に包摂されない層が急増している。このため、長期雇用を前提とした雇用保護や社会保険は、機能不全に陥っている。労働組合もこの変化に適切に対応できず、労働運動の危機や衰退が言われてきた。確かに、サービス産業化やグローバル化が進み、ワーキングプア問題が深刻となり、またデジタル技術の発展は、従来の労働法下では労働者に分類できない働き方を出現させており、これらに伴う諸問題に歯止めをかけるべき労働組合がうまく対応しているとは言えない状況である。

しかしながら、一方で労働運動の再生を目指す多様な試みがあり、一定の成果があるのも事実である。世界各国でも不安定雇用を包摂しようとする

労働組合の新しい試みが行われており、その試みを概念化したものが、社会運動ユニオニズムである(Sanchez and Lazar 2019)。社会運動ユニオニズムは、労働運動の目的を見直すとともに、既存の労使関係の制約を克服し、労働組合と社会運動団体との協力・同盟関係を強化しようとするものである(鈴木 2010: 195)。これを実現するためには、労働組合が従来の組織運動から脱し、社会における自身の存在意義を再確認する必要がある。

韓国の労働組合は特に、ヨーロッパとは異なり、企業別に労働組合が形成されていたため、企業中心主義が強く、社会的連帯への関心は低かったと言わざるを得ない。そこで以下では、韓国の労働組合が置かれている状況を整理したうえで、労働組合が社会運動の担い手となるための戦略について検討する。

未解決のままの非正規労働者問題

韓国でも日本と同様に非正規雇用問題が重要な社会問題となっているが、これが注目されるようになったのは、1990年代末のアジア通貨危機以降である。それ以前にも非正規労働者は存在していたが、経済危機によりこれが深刻な社会問題として顕在化した。このため、非正規雇用に対する実態調査の必要が高まり、2003年から雇用期間、労働時間、労務提供方法という三つの基準によって非正規雇用に対する厳密な調査(経済活動人口調

アンジュヨン

京都大学大学院法学研究科博士後期課程修了。博士(法学)。専門は、比較政治学、労働政治。京都大学大学院法学研究科助教、常葉大学法学部准教授を経て、現職に至る。著書に『日韓企業主義的雇用政策の分岐』(ミネルヴァ書房、2013年)『刷新する保守・保守政党の国際比較』(弘文堂、共著、2017年)、『国民再統合の政治』(ミネルヴァ書房、共著、2017年)など。

表1 雇用形態別社会保険及び労働条件の適用率(2018年8月、単位:%)

	国民年金	医療保険	雇用保険	退職金	賞与	時間外手当	有休休暇	教育・訓練経験
正規	95.3	98.8	84.1	99.3	93.4	67.4	88.7	69.0
非正規	33.0	41.9	40.0	37.2	37.1	20.3	25.3	38.5

(出所) 金 (2018:31)

査勤労形態別付加調査)が行われるようになった。その後、非正規雇用の問題を解決するための様々な試みがなされた。ここではいくつか重要な出来事だけを整理することにしたい。

まず、非正規労働者を保護するための法改正が行われた。2006年に制定された「期間制及び短時間勤労者保護などに関する法律」では、有期契約と派遣労働の利用を上限2年とし、有期契約が2年を超えて継続する場合には、これを無期契約とみなすことになった。これに対しては当然、経営側からの反対が強く、のちに経営側の要請を受けた保守政権は同法の規制緩和を試みたものの、失敗に終わり、そのまま現在に至っている。

次に、2011年のソウル市長選挙に当選した朴元淳市長によって非正規雇用対策が行われ、公共部門の経営合理化による非正規労働者の増加の流れに歯止めが掛けられた。この非正規雇用対策は、労働者の実態に応じて以下のように実施された。まずソウル市が雇用している非正規労働者で當時必要な業務を行う労働者に対しては、無期雇用への転換が行われた。そして、清掃や警備、コールセンターなど、ソウル市の委託先の企業に雇われている労働者に対しては、子会社や財団の設立によって、直接雇用への転換が行われた。その他に、ソウル市の公共事業を施行する企業には、ソウル市が制定する生活賃金額を報酬として労働者に支払うことが要求されている。

さらに、公立学校の非正規労働者の待遇改善も実現した。給食労働者の無期契約への転換が行われると同時に、勤続手当や賞与も支給されるようになった。このような公立学校で結ばれている労働協

約は、世宗市などの一部の地域では私立学校でも適用されるようになった。

ほかの民間企業においても、非正規労働問題が労使交渉の対象になりつつある。企業別労働組合の構造では、非正規労働者が包摂できないという問題意識から、産業別労働組合への転換が進められた。特に2006年に自動車メーカーの大企業労働組合が組合員の3分の2の同意を得て産業別労働組合への転換を成し遂げた意義は大きい。産業別労働組合の成果は不十分だという批判はあるものの、産業別労働組合への転換によって非正規労働者や請負労働者の問題が労使交渉の議題となっているのも事実である(安 2013)。

しかしながら、このような様々な試みにもかかわらず、非正規労働者と正規労働者との格差は依然として深刻である。2018年の経済活動人口調査で、非正規労働者の1時間当たり賃金は、正規労働者の59.3%に止まっており、社会保険についても表1のように正規労働者と非正規労働者の間に大きな格差が存在する(金 2018)。

デジタル技術の発展と特殊な労務契約の拡大

韓国において、法形式上は労働契約を締結していないが、就労実態からすると実質的には労働者に分類すべき就労者が増えている。とりわけ保険の販売員や宅配便の配達員、学習塾の訪問講師等に多く見られるこれらの労働者は、会社と雇用契約ではなく、請負契約を締結しており、法形式上は自営業者である。韓国では、これらの自営業者は

「特殊雇用労働者」と呼ばれているものの、労働組合法と労働基準法からはもちろん、社会保険の枠組からも排除されていた。しかし、このような労働者は、特定の会社との契約に依存し、組織的・経済的には会社に従属しているため、発注先から不平等な契約を強いられ、劣悪な労働状況に陥りやすい（脇田 2018: 11-12）。社会保険においても、特殊雇用労働者は、自営業者とされ、加入すらできなかつた。2008年から特殊雇用労働者であっても労災保険に加入させる特例措置が導入され、適用業種の範囲も広がってきた。しかしながら、通常の労働者が加入する労災保険では雇用主が保険料を全額負担することになっているのとは異なり、特殊雇用労働者は保険料を折半しなければならぬため、労災保険の加入率は1割に過ぎない状況である。制度上改善された部分もあるが、依然として特殊雇用労働者は劣悪な状況にあると言える。

このように労働者と自営業の境界に位置する働き方は、オンライン・プラットフォーム経済が拡大すれば、さらに増える可能性がある。オンライン・プラットフォーム経済とは、独立労働者（自営業者）や売り手がサービスや商品を買い手に販売するためのプラットフォームを提供するオンライン仲介者を含む経済活動である（Farrell and Greig 2016: 5）。この分野で成長している企業は、従来の企業像を根本から変えている。例えば、配車サービスを行うUber（ウーバー）、SNSとして情報を提供するFacebook（フェイスブック）、民泊サービスであるAirbnb（エアビーアンドビー）のような企業は、自ら自動車や不動産等の有形固定資産を持たず、情報を生産しているわけではない。単に生産者と消費者をマッチングさせ、両者の相互の関わりを促進するための存在として、供給の新たな源泉を開拓するとともに、需要側の評判を取引に反映させていっているのである。これら企業は、そのメリットを活かして、従来の企業よりもはるかに速いペースで成長を遂げている（Parker, Van Alstyne and Choudary 2016=2018: 第1章）。

韓国でも、このプラットフォーム経済での労働は拡大しているものの、まだ既存の政府調査ではその

実態すら把握できていない。ここでは、プラットフォーム労働の増加によってどのような労働問題が生じうるかを、韓国でもいま注目を浴びている配車サービスと配達代行サービスを中心に整理したい。

まず、ウーバーのような配車サービスについては、韓国でも日本と同様に原則的に営利目的のライドシェアが禁止されているため、営業ができないはずである。しかしながら、韓国では例外条項で出退勤時間に限って、ライドシェアは可能となっており、この条項の隙間を利用して、配車サービスを開始しようとする企業がいくつもあったものの、ウーバーも含め、このような試みはことごとく失敗に終わっていた。しかし、2018年3月にプラットフォーム企業として認知度が高いカカオグループが本格的にライドシェア事業に着手することにし、成功が見込まれた。これに危機感を持ったタクシー業界、特にタクシー業の労働組合はストライキを打つなど激しく反発した。このため暫定的にカカオグループがライドシェア事業を中止し、政府や当事者間の協議が行われ、平日のみ一日4時間のライドシェアが許容されることと、タクシー運転手の基本給制の変更を主な内容とする合意案が2019年3月7日に発表された。このような事例は、プラットフォーム企業の台頭に対して従来の企業や労働者から反発が生じるために、利害当事者間の社会的妥協と新しい企業に対する社会的規制が必要になってくることを示唆している。

一方、プラットフォーム企業が従来の企業を代替するのではなく、新しい需要を引き出し、既存の企業との対立を生まない場合にも、問題は生じる。韓国では、飲食店の配達代行サービスを行うプラットフォーム企業が急成長し、配達代行サービス市場が劇的に拡大している。零細の飲食店は、配達代行サービスを通じて客層を広げることができるため、配達代行サービスを利用する飲食店が多くなり、それに伴い消費者も増加している。ライドシェアのように既存の労働組合からの激しい反発はないが、ここで問題になるのは、配達代行サービスで働く人の労働者性である。特殊雇用労働者と同様に、配達員は、配達代行サービス会社と雇用関係

ではなく、請負契約を締結している。このため、配達員は、労働法や社会保険からほとんど排除されている。しかも、配達員は、配達代行サービス会社と直接対面する必要がないため、特殊雇用労働者に比べて、その労働者性を認められるのがさらに難しくなると思われる。

従来型労働組合から脱するための課題

ここまで、正規雇用と非正規雇用の格差問題とデジタル技術の発展による不安定雇用の増加について考察した。これらへの対応は、従来の労働組合の枠組のままでは対応が困難であり、従来とは異なる組織化の方法と運動の目標が必要である。ここでは、こうした変化に対応するための労働組合の課題について検討することにしたい。

(1) 賃金体系の見直し

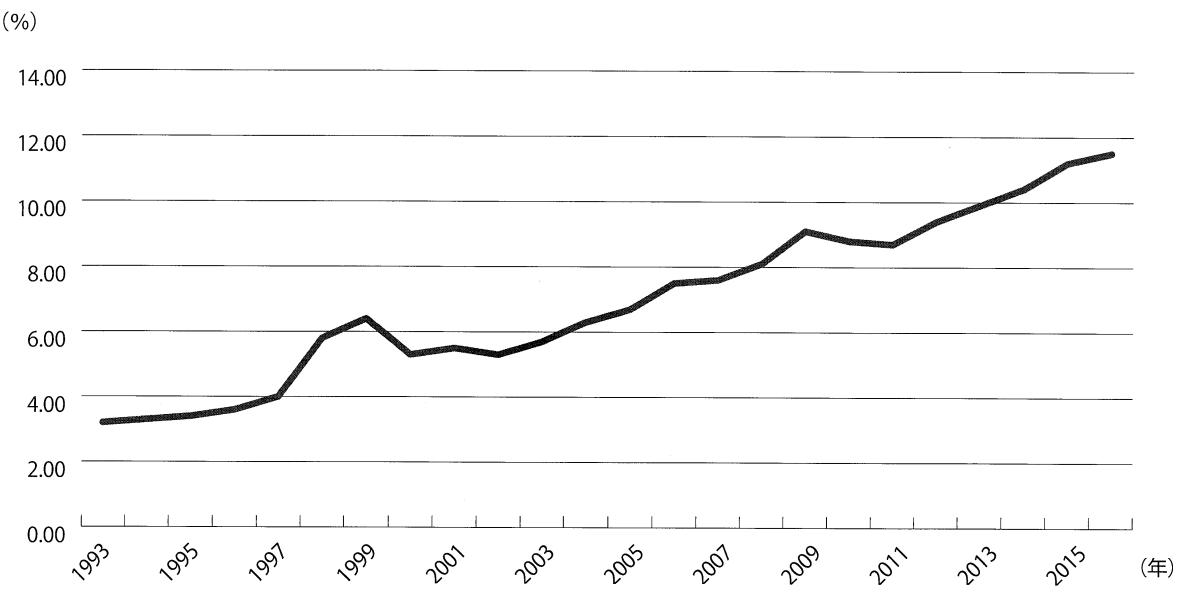
前述したように、韓国の労働組合は産業別労働組合へと組織方針を転換し、一定の成果はあった。しかし、非正規雇用の解決はできていない。様々な評価がありうるが、本稿では、賃金体系に注目したい。なぜなら、正規雇用と非正規雇用の格差には、両者に異なる賃金体系、すなわち、正規労働者には年功賃金制度と諸手当が、非正規労働者には職務給が提供されている賃金体系があるため、これを是正しなければ、非正規労働問題を根本的に改善することはできないと思われるからである。しかし、非正規雇用の問題を解決しようとする産業別労働組合の課題に関する議論は、雇用形態を問わない連帯の強化のみに焦点が当てられ(e.g. 李ほか2013)、賃金体系の違いはほとんど注目されてこなかった。この背景には、賃金体系は、今まで企業単位の労使交渉で決められてきたため、政策過程やマクロな労使関係の争点になりにくかったという点がある。

しかし、2017年から最低賃金委員会の労働者代表と経営者代表の間に「最低賃金の算入範囲」をめぐる激しい論争が生じ、賃金体系が労使間の重要な争点となっている。「最低賃金の算入範囲」

の問題は、各企業の複雑な賃金体系及び基本給のみが最低賃金の計算に用いられることから生じている。韓国では、基本給のみが退職金、残業手当などの計算に用いられていたため、企業側が賃上げの際に基本給を抑制する一方で、諸手当を増やすという手法を取ってきた。これまで労使ともにこれを放置してきたが、2018年に最低賃金が前年度比で16.4%上昇することになってから、経営側が最低賃金の算定方法の改定を強く主張した。しかしながら、最低賃金委員会ではこれに関する合意ができず、2018年5月28日に改正された最低賃金法では、諸手当や定期的な賞与は段階的に最低賃金の計算に含まれるようになった。これに対して、今度は労働組合が猛反発した。この法改正によって、最低賃金の引上げの恩恵が十分に受けられない労働者が出てくるからである。ただ、ここで恩恵を受けられない労働者は、低所得の労働者ではなく、諸手当や賞与を最低賃金の計算に入れるによって、賃金上昇が鈍くなる労働者である。今まで賃金を抑えるために、複雑な賃金体系を作ってきた主な責任は経営側にあるという労働組合側の主張も一理なくはないが、とはいっても、諸手当や賞与もない最底辺の労働者を守るために存在するはずの最低賃金を、その上位にある労働者を守る手段として用いるというのは、労働組合の長期的ビジョンを持った戦略とは言えない。

また、先述したソウル市や公立学校の非正規労働者についても、無期雇用への転換が進み、雇用の安定は保障されるようになったが、無期雇用の労働者をどのような賃金体系に組み入れるかは依然として争点として残されている。賃金総額を増やさない限り、労働者間で人件費総額を分け合う形になるため、非正規労働者の雇用安定に反対しなかつた正規労働者も、賃金体系の調整に関しては反発する可能性が高い。すなわち、非正規雇用の問題を解決するためには、雇用形態を問わない連帯と、非正規労働者を包摂する組織作りが必要となるが、その前提として、雇用形態により異なる賃金体系のは正が必要であると思われる。

図1 韓国における対GDP公的・社会福祉支出



(出所) KOSIS から筆者作成。

(2) 福祉政策への取り組み

韓国では、ほぼ完全雇用が達成されることで、雇用が福祉の代替機能を果たしてきたものの、1990年代末の経済危機は、このような社会システムを一気に機能不全に陥らせた。それまで約2%であった失業率が1998年に6.8%まで上昇し、従来の制度では対応ができなくなっていたのである。また、図1のように、韓国では対GDP公的・社会福祉支出は、アジア経済危機以前に約3%に過ぎない状況でほぼセーフティネットがなかったと言っても過言ではない。その後に増加してはいるものの、2016年の段階でも11.5%で、OECD平均の半分にも満たない状況である。福祉制度が整備されていない状況下での急激な雇用環境の悪化は、様々な社会問題を引き起こした。すなわち、急激な少子化、若者の就職難、高齢者の高い貧困率と自殺率など、従来の社会制度では対応できない深刻な問題が生じた。

しかし、韓国では、日本と同様に、公的・社会福祉の根幹を成しているのは社会保険であり、社会保険は正社員を想定する標準的雇用関係を前提としている。このため、非正規労働者や自営業者は、公的・社会福祉の恩恵を限定的にしか受けられない。さらに、学校を卒業しても就職できていない若者は、保険料

を払っていないため、結果的に社会保険から排除されることになる。

そのため、「青年手当」や「青年配当」といった雇用と切り離して若者を支援する制度が一部の自治体で導入された。しかし、これをめぐる論争が行われている。リベラル勢力は、弱者の若者のチャレンジを助ける制度と評価するのに対して、保守勢力は、若者のモラルハザードを生むと批判する。この論争から推察できるように、韓国では、福祉の拡大という課題のみならず、ヨーロッパが経験しているような雇用と福祉の関係の再構築が問われるようになっている。つまり、福祉の受給条件として就労を求めるワークフェア (workfare) と、就労のインセンティブを高めるための福祉の提供を強調するアクティベーション (activation)、就労と福祉を切り離すベーシックインカム (basic income) という選択肢 (宮本 2011: 124-126) に対しても、考慮していく必要があると思われる。

市民運動団体との新たな連帯の模索

これまで確認したように、企業別労働組合という構造下で看過されてきた賃金体系の見直しや福祉政策への取り組みは、韓国の労働組合にとって重

い課題である。しかし、これを克服することは容易ではない。なぜならそれは、これまでの分配及び再分配の構造の大転換を意味し、市民社会内部や政党間の激しい対立を生むと予想されるからである。韓国では、もともと労働組合が政治的に不利な環境にある。北朝鮮との緊張関係を口実に、労働組合の活動と、社会民主主義を掲げる政党の試みは抑制されてきた。韓国の財閥は、政府の優遇政策を通して成長し、極めて大きい経済的影響力を持つようになってから、新自由主義の強力な支持母体となっている。財閥に対抗し、分配と再分配の構造を再構築するのは容易ではないのである。

こうした状況から労働組合が自ら望む改革を進めるために必要不可欠なのは、新しい雇用・福祉体制を支持してくれる市民運動団体との連帯である。韓国では、新しい体制を望む市民運動が活発になっている。2006年から政策転換のためには単なる政権交代ではなく、政策転換を進めるビジョンと市民社会の力が必要だという認識から市民団体のシンクタンクが次々誕生した。2008年には米国産牛肉輸入拡大に反対するデモが生じ、新自由主義を推進する保守政権の政策の是非が問われるようになった。この流れから給食の無償化をめぐる論争、いわゆる普遍主義的福祉か選別主義的福祉かという論争も始まった。両者の間には、福祉を市民権として与えるべきか、それとも温情主義的立場から弱者を助けるべきかという視点の違いがあった。韓国の労働組合は、2005年から賃金交渉だけではなく、福祉拡大も主な課題として掲げるようになった。2012年の大統領選挙を控えて、労働組合は、リベラル派市民運動団体らと一緒に、市民権として福祉を拡大させようとする「普遍的福祉国家」と財閥中心経済構造を脱却しようとする「経済民主化」を掲げ、その動きを推し進めた。このように、新しい社会運動ネットワークの構築が模索され

ていると思われる(安 2019)。

以上のように韓国の労働組合は、課題と問題点を抱えながらも、その社会的存在意義を再確認する取り組みを行ってきた。その成果を評価するのにまだ尚早だ。それが成功するかどうかは、同じ企業別労働組合という問題を抱えている日本も注目する必要があろう。■

[付記] 本稿は、JSPS 科研費 17K03534、17K13680 助成を受けたものである。

《参考文献》

- 安周永 (2013) 「韓国における労働組合の変容と労使交渉の課題」『DIO』290号、13-16頁。
- 安周永 (2019) 「なぜ日本のリベラル政党は低迷しているのか?—韓国との比較の視点から」龍谷大学政策学論集第8巻1・2合併号、1-16頁。
- Farrell, Diana and Fiona Greig (2016) "Paychecks, Paydays, and the Online Platform Economy." (<https://www.jpmorganchase.com/corporate/institute/document/jpmc-institute-volatility-2-report.pdf>)
- 金裕善 (2018) 「非正規職規模と実態」 KLSI ISSUE PAPER 101号【韓国語】。
- 李ジュホほか (2013) 『なぜ再び産別労組なのか』毎日労働ニュース【韓国語】。
- 宮本太郎 (2011) 「社会保障の再編構想と新しい争点」 斎藤純一・宮本太郎・近藤康史編『社会保障と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版。
- Parker, Geoffrey G. and Marshall W. Van Alstyne and Sangeet Paul Choudary (2016 = 2018) 妹尾堅一郎監訳『プラットフォーム・レボリューション』ダイアモンド社。
- Sanchez, Andrew and Sian Lazar (2019) "Understanding Labour Politics in an Age of Precarity." *Dialectical Anthropology* 43 (1) .
- 鈴木玲 (2010) 「社会運動ユニオニズムの可能性と限界—形成要因、影響の継続性、制度との関連についての批判的考察」法政大学大原社会問題研究所・鈴木玲編『新自由主義と労働』御茶の水書房。
- 脇田滋 (2018) 「『雇用によらない働き方』をどうすべきか」『月刊全労連』254号、11-20頁。